○防衛省告示第百二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月二十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年六月七日から同月九日（予備、同月十日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

自衛艦七隻

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月二十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年六月七日（予備、同月八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年五月二十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年六月一日（予備、同月二日及び同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　その他　自衛艦十三隻

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年五月二十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年六月一日（予備、同月二日及び同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　その他　自衛艦十三隻

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十六日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

相模原市緑区小原字平野八四〇番四地内　前　一〇・七四～一一・九九メートル　キロメートル〇・〇二〇〇

後　一〇・七七～一三・六五　〇・〇二二〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十六日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

三郷市高州一丁目二四一番一から同市高州一丁目二三三番一まで　前　七二・四八～八八・五八メートル　キロメートル〇・〇三九

後　六八・五八～六八・六三　〇・〇一七

三郷市高州二丁目三八二番二から同市高州二丁目三八三番三まで　前　六八・四三～八一・四三　〇・〇一七

後　六八・三三～六八・六一　〇・〇一七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所